

# 古い電気機器をお持ちの皆様へ

令和3年3月版

古い電気機器(変圧器やコンデンサー、業務用蛍光灯安定器など)にはPCBが使用されている可能性があります。PCBが使われている機器がないかすぐに確認してください。

変圧器



コンデンサー



安定器



## ～PCB使用機器が設置・保管されている場所の例～

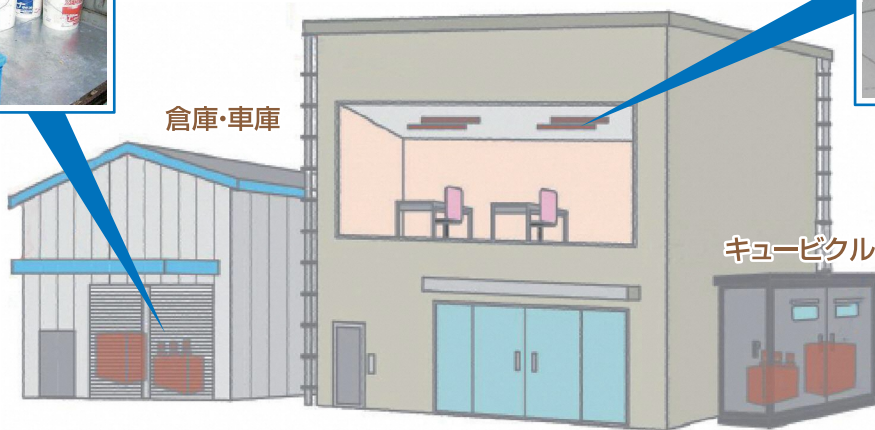
容器の中



業務用蛍光灯の中



事務所・工場など



倉庫・車庫

キュービクル キュービクル内部



**PCB廃棄物やPCB使用製品は  
法律で定められた期間内に処分しなければなりません。**

＜高濃度PCB廃棄物・使用製品の処分期間＞

変圧器・コンデンサー類 令和4年3月末まで

安定器・汚染物等 令和5年3月末まで

＜低濃度PCB廃棄物・使用製品の処分期間＞

令和9年3月末まで

# 変圧器・コンデンサー類のPCB使用の判別方法

昭和28(1953)年から昭和47(1972)年に製造された変圧器やコンデンサーには高濃度のPCBが使用された可能性があります。

また、平成2(1990)年以前に製造されたコンデンサー、平成5(1993)年以前に出荷された変圧器等の電気機器には、低濃度のPCBが含まれている可能性があります。

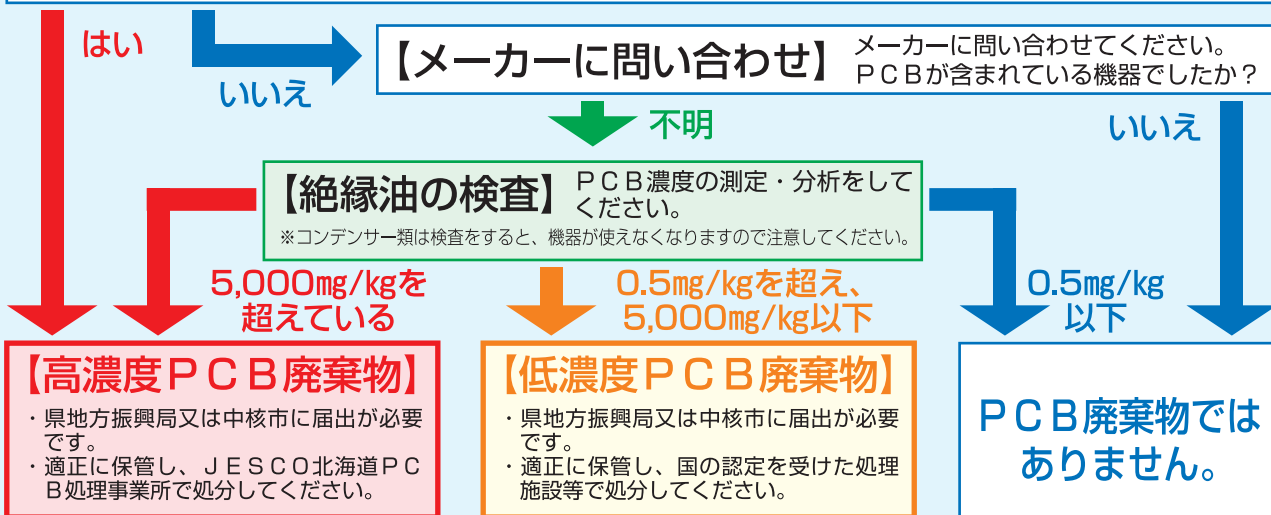
下図により、PCB使用の有無を確認してください。



**【銘板を確認】** ※感電のおそれがあるため、銘板の確認等は電気主任技術者等に依頼してください。

検索ページで銘板の内容を照合してください。  
該当するものはありましたか？

検索ページ:  
(一社)日本電機工業会HP  
<http://jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/hanbetsuhyo.html>

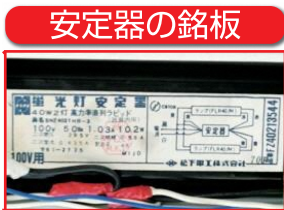
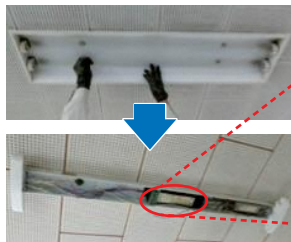


# 安定器のPCB使用の判別方法

昭和52(1977)年3月までに建築された建物の照明器具(業務用蛍光灯など)には、PCB含有安定器が使用されている可能性があります。一般家庭用の蛍光灯の照明器具にはPCBは使用されていません。

## 安定器の銘板を確認してください

- 昭和32(1957)年～昭和47(1972)年8月に製造された安定器にはPCBが含まれている可能性があります。
- 銘板に書かれている型番等をもとにメーカーに問い合わせてください。



※確認の際は、感電のおそれがありますので、電気工事業者等に相談してください。

## メーカーの問い合わせ先一覧

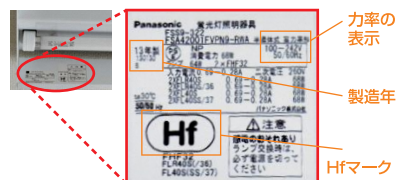
(一社)日本照明工業会HP  
<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm#maker>



## PCB不使用のものは照明器具のラベルでも確認できます。

以下のいずれかの表示があるものはPCBが使われていません。

- ①製造年が昭和48(1973)年以降のもの
- ②力率が「低力率」のもの
- ③Hfマーク、PSEマーク、Sマークがあるもの



届出・お問い合わせはお近くの県地方振興局又は中核市までお願いします。



福島県生活環境部  
産業廃棄物課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号  
電話 024-521-7264 (直通)  
メールアドレス sangyou@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。再生紙使用